

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約) 市川市休日急病等歯科診療所用エアーコンプレッサー及びエアードライヤー賃貸借
2. 賃貸借期間 令和7年12月1日から令和14年11月30日まで(84カ月)
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期日 令和7年11月28日
5. 担当部課 市川市保健部 保健医療課
6. 賃貸借物件 (1) 歯科用エアーコンプレッサー 1台
(2) エアードライヤー 1台
7. 納入場所 市川市大洲1丁目18番1号
8. 設置場所 市川市大洲1丁目18番1号
9. 仕様

6 (1) について

メーカー	株式会社 東京技研
形式	TCC-1.5SR
電圧	3相 200V
電流	6.8/6.4A
出力	1.5kW
タンク容量	55L
質量	90kg
寸法	W1,000×D421×H745 mm

6 (2) について

メーカー	株式会社 東京技研
形式	EX ドライヤ
電圧	単相 100V
電流	2.4/2.0A
質量	21kg
寸法	W255×D480×H498 mm

10. 搬入等

- (1) 賃貸料には、搬入(養生あり)・機械調整並びに設置の費用を含めること。
- (2) 納入期日までに納入し、使用可能な状態に調整すること。
- (3) 搬入・設置に際しては、必要な養生を行うこと。

搬入後、製品の取扱方法について、保健医療課急病担当者及び歯科衛生士に対して十分な説明を行うこと。なお、搬入時に建物等を破損した場合は、保健医療課急病担当者に報告し、補修を行うこと。

(4) 搬入（現場組立等）の際に発生した梱包材や養生材は、賃貸人が責任を持って引取ること。

1 1. 保守

故障時においては、復旧のため通報を受けてから 24 時間以内に現場に連絡、可能な限り即日対応できる体制であること。

なお、賃借人の責に帰すべき事由により、この物件の保守が必要となった場合は、これに要する費用は、別途賃借人の負担とする。

1 2. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件について、契約不適合があるときは、賃貸人は賃借人に対し、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

1 3. 動産保険の付保

賃貸人は賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

1 4. 賃貸借期間満了後について

賃貸借契約期間の満了後は、物件を速やかに撤去するものとし、これに要する費用は賃貸人の負担により、賃貸借物件の全てを撤収すること。

なお、市川市は、賃貸借期間満了時に、継続した賃貸借契約（再リース契約）を締結できるものとする。賃貸借を継続した場合には、賃貸借の終了後に賃貸借物件の全てを撤収すること。

1 5. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

1 6. 秘密の保持

賃貸人は、この契約の履行によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

1 7. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

1 8. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、逐次賃借人と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。

(2) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。